

保存期間：10年
(令和12年末)
令和2年4月30日

各 国 税 局 (所)
総 務 課 長 殿

国 税 庁 総 務 課
情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 室 長

申告書等閲覧サービスについて（事務連絡）

申告書等閲覧サービスについては、平成17年3月1日付官総1-15ほか9課合同「申告書等閲覧サービスの実施について」（事務運営指針）（以下、閲覧サービス通達という。）の一部改正に伴い、令和元年9月1日から、閲覧申請者が希望する場合には申告書等の写真撮影を認めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者等に対し実施される各種融資・給付金交付（以下「給付金等」という。）について、その申請等に必要な書類として「確定申告書」が求められているものが多く、税務署に対し、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求のほか、閲覧サービスによる閲覧申請も多数なされているところであり、当面の間、給付金等の申請を目的とした閲覧サービスについて、以下の取扱いも可能としますので、連絡します。

なお、税務署の保有する申告情報や個人番号などの極めて重要な個人情報が漏えいすることは、行政機関個人情報保護法や番号法に抵触するとともに、納税者の税務行政への信頼を失うことにもつながりかねませんので、他人の申告書等を誤って閲覧（写真撮影）させることのないよう改めて周知をお願いします。

記

1 写真撮影時の被覆について

閲覧サービス通達の「第2 申告書等閲覧サービスの事務処理要領」の「5 閲覧の実施」「(3) 閲覧中の対応」の②ハにおいて、

- ・ 收受日付印のある書類については、收受日付印、氏名、住所等を被覆した上で撮影させる。

とされているところ、この被覆をせずに写真撮影させること。

2 申告書等閲覧申請書

申告書等閲覧申請書には、「閲覧目的」欄に「申告書の作成に必要なため」等のチェック欄があり、また、「写真撮影の希望」欄に「次の事項に同意した上で、写真撮影を希望する」ためのチェック欄として、「收受日付印のある書類等は、收受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること」とあるが、

- ・ 「閲覧目的」欄については、記載済みのチェック欄にチェックをせずに、空欄に「コロナ対策」等の記載で閲覧を認めること。
- ・ 「写真撮影の希望」欄については、「收受日付印のある書類等は、收受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること」にチェックをしないでも、写真撮影を認めること。